

権利擁護のそうだんコーナー

宍粟市社協の権利擁護相談担当弁護士をはじめ専門家による身近な相談Q&Aです。
日常生活の中の不安や疑問、質問をはがきやFAXで社協までお寄せください。
(〒671-4137宍粟市一宮町聞賀300 宍粟市社会福祉協議会 FAX 0790-72-8788)



私の父は、自己名義の財産として不動産や株式等がある程度有していますが、認知症を発症しており、それらの内容等をよく分かっていないようです。現在は、同居している私が管理しているのですが、このまま管理を続けてもよいのでしょうか。



認知症や障がい等により、自らの財産を管理することが十分にできないという場合には、「成年後見制度」の利用をお勧めします。「成年後見制度」は、財産等の管理能力、判断能力等が十分でない方（「被後見人」等といいます）のために「後見人」等を選び、その「後見人」が「被後見人」の財産管理等の保護と支援を行うというものです。「成年後見制度」には、大きく分けて「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。「法定後見制度」は、ご本人の能力の程度に応じて、家庭裁判所が「後見人」等を選任し、「後見人」がご本人の利益等を考えながら、契約等の法律行為の代理や同意を行ったりします。一方で、「任意後見制度」は、ご本人の判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ人に対して、代理権を与える等の契約をしておく制度です。

これらの制度を利用することで、判断能力が十分でないご本人が悪徳商法等の被害に遭うことを防止することも可能になりますし、ご本人には理解が難しい介護や施設入所に関する契約締結等の法律行為への支援も可能になります。

今回は、法定後見制度について、内容及び申立の方法等についてご説明します。

【山田法律事務所(姫路市) 弁護士 立花 隆介】

暮らしの相談、お困りごとは社協へ！

社協の総合相談のお知らせ

◎ 心配ごと相談

山崎 宍粟防災センター

8月21日、28日(金)

9月4日、11日、18日(金)

午後1時30分～4時

◎ 弁護士による

テレビ電話無料法律相談

9月16日(水)

午後1時～3時

一宮保健福祉センター

インターネットを利用し、パソコンの画面で、弁護士と

テレビ電話形式で相談を行います。

パソコン操作の必要はありません。

○1件30分 定員4名

○事前予約が必要です。

○申込み：社協本部

(電話72・8787)

◎ 介護・福祉相談

毎週月～金曜日の午前8時30分～

午後5時30分、常時、社協各支部の

窓口で、介護に関する相談や苦情、

福祉サービス等の相談を受付けてい

ます。お気軽にご相談ください。

◎ 結婚相談

9月5日(土)、17日(木)

宍粟防災センター

午後1時30分～4時

※秘密は厳守します。

※相談はいつでも無料です。

※市内にお住まいの方が対象です。